

令和5年度国民健康保険税の標準保険税率について

■標準保険税率

標準保険税率は、国保財政の健全化を目的に現在の市町村の税率等の状況を見える化し、市町村が目指すべき方向性を決定する際の参考値とできるよう埼玉県が毎年度示すものです。

(国保法 82 条の 3)

■国保事業費納付金

国保事業費納付金は、埼玉県が市町村の保険給付費や国保事業に要する費用の財源に充てるために、市町村から徴収する納付金です。(国保法 75 条の 7)

県から示される標準保険税率は、納付金を 100%国保税で賄う場合に必要な税率です。

宮代町の令和5年度納付予定額 約 8 億 4,272 万円 (令和4年度 8 億 7,587 万 648 円)

■標準保険税率との比較

	令和5年度 標準保険税率		令和5年度 宮代町の税率		標準保険税率との比較	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
医療分 ※1	7.20	43,504	6.98	32,000	△0.22	△11,504
後期支援分 ※2	2.75	16,070	2.09	11,400	△0.66	△4,670
介護分 ※3	2.34	17,023	2.10	14,600	△0.24	△2,423

※1 医療分：医療費の財源として徴収する税

※2 後期支援分：後期高齢者医療制度への支援金として徴収する税

※3 介護分：介護保険制度への納付金として徴収する税

標準保険税率と比較して町の税率が低い場合：税収が不足

〃 が多い場合：税収が超過